

福島県生活環境の保全等に関する条例に係る排水指定施設(規則第20条に掲げる施設)

番号	排水指定施設
1	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 冷凍すり身の解凍施設 イ 混練施設
2	野菜作農業(もやし栽培農業に限る。)の用に供する洗浄施設
3	電子部品・デバイス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 研摩施設 イ 洗浄施設
4	窯業・土石製品製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を除く) ア 切削施設 イ 研摩施設 ウ 洗浄施設 エ 混合施設 オ 成型施設 カ 表面処理施設
5	放送業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
6	鉄道業の用に供する鉄道用車両の整備施設
7	サービス業の用に供する自動車洗浄施設(コイン洗車施設を2台以上設置するものに限り、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を除く)
8	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するものをいう)である一般廃棄物の最終処分場(昭和52年3月15日において既に設置されていたものを除く)
9	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロ及びハに掲げるものをいう)である産業廃棄物の最終処分場(昭和52年3月15日において既に設置されていたものを除く)
10	廃棄物処理業の用に供する廃棄物の最終処分場(前2号に掲げるもの及び昭和52年3月15日において既に設置されていたものを除く)
11	電気業の用に供する廃ガス洗浄施設(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を除く。)
12	ゴルフ場(ゴルフ競技の用に供するものであって、9ホール以上を有するものに限る。)